

新型コロナウイルス感染症対応
看護職員等の人材確保事業実施要綱

医政発0128第10号

令和4年1月28日

新型コロナウイルス感染症対応 看護職員等の人材確保事業実施要綱

I	新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業	1
1	新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業	1
2	新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント体制整備事業	2
3	新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成事業	2
4	新型コロナウイルス感染症対応潜在看護職研修事業	7
5	新型コロナウイルス感染症対応看護職員離職防止相談事業	7
6	小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業	7

I 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、不足している新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員等の人材を確保し医療提供体制を維持するための支援を目的とする。

1 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等人材調整事業

(1) 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員等の不足により医療機関等内での人材調整で対応することが困難な場合や臨時の医療施設や酸素ステーション新設等、受入側のニーズに沿った地域や広域における緊急的な看護職員等の人材確保の体制構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

ア 都道府県内人材調整事業

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

イ 広域人材調整事業

この事業の実施主体は、告示（看護師等の人材確保の促進に関する法律第20条に規定に基づく中央ナースセンターの指定（平成6年1月26日厚生省・労働省告示第1号））により指定を受けた公益社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

ア 都道府県内人材調整事業

都道府県内での人材調整において、以下の内容を行う。

- (ア) 医療機関等から在籍型出向・派遣が可能な看護職員等の登録情報を集約しリストの管理等を行う。また、派遣元機関において代替要員が必要な場合の調整を行う。
- (イ) 医療機関等から必要としている看護職員等のニーズの登録情報を集約しリストの管理等を行う。
- (ウ) (ア)と(イ)の情報を基に必要な調整を行い、速やかな人材調整を行う。

イ 広域人材調整事業

都道府県内での看護職員の人材調整ができず、都道府県間での広域調整が必要な場合に速やかな人材調整を行う。

2 新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント体制整備事業

(1) 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関等における看護管理者等への支援として、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護マネジメントをスムーズに行うための体制構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

(3) 事業内容

新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関等における看護マネジメントの体制構築として、以下の内容を行う。

ア 新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関等へ看護管理者を派遣し、当該医療機関等内での必要な看護マネジメントへの支援を行う。また、看護管理者の派遣実績をもとに、看護管理者支援を行うための体制構築（看護管理者への支援内容の整理、支援者となる看護管理者の要件の検討、看護管理者支援のフローの整理等）を行う。

イ 新型コロナウイルス感染症対応のための他施設からの看護職員の派遣にあたって、応援を行った看護職員に対する調査結果及び有識者の意見等を参考としながら、受入側の施設を対象とした受援体制整備についてのマニュアル及び応援側の看護職員等を対象とした応援に際しての心構えや準備についてのマニュアルを作成する。

(4) 補助対象事業の選定

事業の選定は、次のような条件を勘案して選定する。

ア 実施主体において、看護マネジメントの推進に積極的に取り組んでいること。

イ 当該事業が看護マネジメント体制の構築を有効かつ的確に推進することが期待されると見込まれること。

3 新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成事業

(1) 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職員の養成をし、新型コロナウイルス感染症対応が可能な看護職員の人材確保を目的とする。

(2) 実施主体

ア 研修実施事業

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

イ 研修準備事業

この事業の実施主体は、公益社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

ア 研修実施事業

新型コロナウイルス感染症に対応するための看護職員向け研修として、①特定行為研修、②重症患者対応研修、③軽～中等症患者対応研修（一般病棟・入院待機施設用）、④軽～中等症患者対応研修（自宅療養者用）を行う。

各研修の研修目的、研修対象及び研修内容等は次のとおり。

① 特定行為研修

(保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第四号に規定する研修)

研修目的	新型コロナウイルス感染症への看護実践において必要とされる、新型コロナウイルス感染症の看護実践に関連する特定行為の知識・技術の習得と向上
研修対象	看護師の特定行為研修における共通科目（保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年3月13日厚生労働省令第33号）第五条第一号イに規定する研修）の受講を修了している看護師とする。
研修内容	特定行為研修の実施は、以下の特定行為区分（保健師助産師看護師法第三十七条の二第三項に規定する区分）に限る。なお、実施する区分については、1又は2以上のいずれでも差し支えない。 <ul style="list-style-type: none">・呼吸器（気道確保に係るもの）関連・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連・循環器関連・動脈血液ガス分析関連
その他	1. 特定行為研修の実施については、看護師の特定行為研修の指定研修機関（保健師助産師看護師法第三十七条の二第五項に規定する機関）であり、上記の研修内容に掲げる特定行為区分の承認を受けている機関へ委託をすること。

	<p>2. 上記の研修内容に掲げる特定行為区分の研修を既に受講中の看護師又は受講を終了している看護師については、本事業における、その特定行為区分の研修を受講することはできない。</p> <p>3. 特定行為研修の実施にあたっては、上記の研修内容に掲げる特定行為区分の定員数を増やして行うこと。</p> <p>4. 看護師の特定行為研修における共通科目について、受講者に対して受講を免除する規定を設けること。</p> <p>5. 特定行為研修の実施に伴う指定研修機関変更届等の手続きについては、医政局看護課が別に定めることがある。</p>
--	--

② 重症患者対応研修

研修目的	新型コロナウイルス感染症重症患者への看護実践のために必要な知識・技術の習得と向上（主に人工呼吸器及び体外式膜型人工肺（ECMO）が必要な患者の全身状態の観察や管理について）
研修対象	集中治療室等において新型コロナウイルス感染症重症患者への対応を行う可能性のある看護職員
研修方法	講義（対面又はオンライン（ライブ配信又はオンデマンド配信））及び演習（重症患者入院施設、大学の研修センター等）
研修内容・時間	<p>1. 新型コロナウイルス感染症に対する各自治体での医療提供体制の状況や対策について（10分）</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症の感染対策及び重症者の看護についての基本的知識（講義）（180～360分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の特徴、感染対策の知識・看護について ・新型コロナウイルス感染症重症患者の病態生理、人工呼吸器及び体外式膜型人工肺（ECMO）を含む全身管理の知識・看護について <p>3. 基本的知識を踏まえた看護技術の習得（演習）（180～360分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器及び体外式膜型人工肺（ECMO）について ・人工呼吸器及び体外式膜型人工肺（ECMO）を用いた重症患者の看護やケアの実際について <p>※ 講義については、オンラインにより行う場合はテストなどにより評価を行う。</p>

	※ 時間は目安として記載しており、実施主体において教育効果に鑑みて適宜変更して構わない。
--	--

③ 軽～中等症患者対応研修（一般病棟・入院待機施設用）

研修目的	新型コロナウイルス感染症軽～中等症患者への看護実践のために必要な知識・技術の習得と向上（特に重症化予防、早期発見、急変時対応等）
研修対象	一般病棟（集中治療室等以外）、入院待機施設で新型コロナウイルス感染症の対応を行う可能性がある看護職員
研修方法	講義（対面又はオンライン（ライブ配信又はオンデマンド配信）） ※ 実施主体において適宜演習を実施して構わない。
研修内容・時間	<p>1. 新型コロナウイルス感染症に対する各自治体での医療提供体制の状況や対策について（10分）</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症の感染対策及び病態生理（講義） （90～120分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の特徴、感染対策（ゾーニング・標準予防策等）について ・新型コロナウイルス感染症患者の病態生理について <p>3. 新型コロナウイルス感染症患者の看護（講義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症軽～中等症患者の看護の実際について（予兆及び急変時の対応等）（90～180分） <p>※ 講義については、オンラインにより行う場合はテストなどにより評価を行う。</p> <p>※ 時間は目安として記載しており、実施主体において教育効果に鑑みて適宜変更して構わない。</p>

④ 軽～中等症患者対応研修（自宅療養者用）

研修目的	新型コロナウイルス感染症軽～中等症の自宅療養者への看護実践のために必要な知識・技術の習得と向上（特に自宅療養者の全身管理、家族への指導、行政等との連携、ICTの活用）
研修対象	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の対応を行う可能性がある看護職員
研修方法	講義（対面又はオンライン（ライブ配信））

	※ 実施主体において適宜演習を実施して構わない。
研修内容・時間	<p>1. 新型コロナウイルス感染症に対する各自治体での医療提供体制の状況や対策（10分）</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症の感染対策及び自宅療養者の看護（講義）（180～360分）</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の特徴、感染対策（ゾーニング・標準予防策等）について・新型コロナウイルス感染症自宅療養者の看護の実際について（重症化予防、予兆及び急変時の対応、家族への指導、行政等との連携、ICTを活用した全身管理の実践方法等）</p> <p>※ 講義については、オンラインにより行う場合はテストなどにより評価を行う。</p> <p>※ 時間は目安として記載しており、実施主体において教育効果に鑑みて適宜変更して構わない。</p>

イ 研修準備事業

研修実施事業の実施主体における負担を軽減するため、研修実施事業で活用可能な研修コンテンツの企画・作成や、コンテンツ配信、広報・周知、修了者リスト作成等の研修体制の構築を行う。

（4）留意事項

ア 研修実施事業

- （ア） 研修準備事業で用意された研修コンテンツを必要に応じて活用し、地域の実情に合わせて速やかに研修を行うこと。
- （イ） 研修実施事業の実施主体においては、次の感染拡大に備えた実効性のある保健・医療提供体制確保計画の策定や看護師の派遣等にも活用できるよう、研修を修了した看護職の一覧を把握・管理することが望ましい。
- （ウ） 研修実施の際には、各都道府県での医療提供体制の状況や対策などの情報提供を含む、地域の実情に合わせた内容を一部組み込むこと。

イ 研修準備事業

- （ア） 研修準備事業で企画・作成する研修コンテンツは、（3）ア②重症患者対応研修及び（3）ア③軽～中等症患者対応研修（一般病棟・入院待機施設用）とする。
- （イ） 研修準備事業の実施主体においては、研修実施事業の実施主体から研修コンテンツの提供等の依頼があった場合には、速やかに対応すること。

- (ウ) 研修準備事業の実施主体においては、研修実施事業の実施主体に対して研修の該当都道府県分の修了者一覧を提供すること。

4 新型コロナウイルス感染症対応潜在看護職研修事業

(1) 目的

この事業は、ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症対応に従事した潜在看護職に対し更なるスキルアップの研修を行い、新型コロナウイルス感染症対応に従事することが可能な看護職員の人材確保を目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、公益社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

潜在看護職が新型コロナウイルス感染症に対応するためのスキルアップ研修を行う。

5 新型コロナウイルス感染症対応看護職員離職防止相談事業

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員を対象とした、様々な不安を解消するための相談窓口の設置について支援を行い、看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、公益社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員を対象とした、相談窓口を設置する。

6 小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業

(1) 目的

今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、既に小学校等の休校等の対応が行われている場合又は今後、対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ看護職員が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定される。こうした場合においても、必要とされる医療サービスが地域で適切に提供されるよう、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所等について、学童保育の実施を医療機関に要請するとともに、病院内保育所等が臨時・追加的に学童保育を実施した際に、追加的に人員を配置することに要する経費の財政支援を行い、医療提供体制の維持及び子どもの居場所確保を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づく届出により開設した診療所とする。

事業対象は、既存の病院内保育所において、学童保育の受け入れを追加的に行う場合や、病院内保育所以外のスペースを活用して新たに学童保育の受け入れを行う場合等であり、その設備及び運営については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づき、取り扱う。

(3) 事業内容

実施主体である医療機関に勤務する職員の子が通う小学校又は特別支援学校の臨時休校措置（新型コロナウイルス感染症に起因するものに限る。）が行われている期間（冬休みなどの休業日を除く。）の平日において病院内保育所等を活用し、以下のいずれかを行うこと。

ア 新たに終日学童保育の受け入れを行う。

イ 学童保育の受け入れを午前中から行う。

※ この事業の受け入れの対象となるのは、臨時休校となっている小学校及び特別支援学校に通う児童を指す。